

2022年2月9日

働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

<アフラックの休職保険>の発売について

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、1年未満の休職状態への保障に特化した<アフラックの休職保険>を3月22日に発売します。

現在、日本では、働く人の10人に1人が1か月以上の休職を経験する*1など、病気やケガで働けなくなることが身近な問題となっています。当社では働けなくなったときの収入減少への備えとして、2016年に<給与サポート保険>を発売し、長期の休職を手厚く保障してきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、景気や企業業績の低迷が長期化する懸念が続き、福利厚生制度の縮小も進むことで、短期の休職であっても生活が困窮する不安が高まっています。

このたび、当社はこのような不安の高まりに対する備えとして、<アフラックの休職保険>を発売します。本商品は、休職の実態を踏まえ1年未満の比較的短期の休職状態を保障する商品で、病気やケガで働けなくなった場合には、医師の診断書に加え、勤務先から休職証明書を提出していただくことにより、実際に会社を休職した期間*2を支払対象とする、生命保険商品では唯一の仕組みを設けています。

当社は、これまでも社会環境とともに変わるお客様のニーズを汲み取りながら新たな価値を創造することで長年にわたってお客様の「生きる」を応援してきました。

公的制度や医療環境の変化、お客様のライフステージごとのリスクに応じた「生きるための保険」をお届けする「アフラック式」の考え方のもと、今回発売する<アフラックの休職保険>のご案内を通じて、比較的短期の休職状態による収入減少もサポートすることで、お客様の『生きる』を創る。」に一層取り組んでいきます。

<アフラックの休職保険>の特長

① 休職の実態に沿った幅広い保障内容

- ✓ 免責期間を30日とするとともに、短期の休職状態を保障することに特化し、精神疾患を含む病気・ケガで就労困難状態になった場合に収入の減少をサポートします。

② 「働けない」イメージに合致した支払事由

- ✓ 休職証明書を用いて、病気やケガにより実際に働けなかった期間を保障するわかりやすい支払事由としました。

③ お求めになりやすい低廉な保険料水準

- ✓ 1年継続型とすることで、加入しやすい低廉な保険料水準を実現しました。

*1 2021年9月に当社が実施した顧客調査

*2 医師による治療が継続している必要があります。

I. <アフラックの休職保険>の特長について

1. 商品の概要

(1) 保障内容

保障イメージ

- 1型（精神疾患保障あり）
- 10万円コース（回復支援給付金月額10万円、精神疾患回復支援給付金月額10万円）
- 保険期間・保険料払込期間：1年



※ご希望により、給付金の月額を変更することもできます。
回復支援給付金と精神疾患回復支援給付金の重複支払いはありません。

販売プラン	給付金名称
1型（精神疾患保障あり）	回復支援給付金・精神疾患回復支援給付金
2型（精神疾患保障なし）	回復支援給付金

給付金名	支払事由 (つぎのいずれかに該当したとき)	支払額	支払限度
回復支援給付金*1	① 第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日を超えて継続したとき ② 第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日*2から①の就労困難状態が継続しているとき	回復支援給付金月額	同一の就労困難状態について12回（通算60回）

精神疾患 回復支援 給付金	<p>① 第1回の給付金 保険期間中に、責任開始期以後の精神疾患を原因として、就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて30日を超えて継続したとき</p> <p>② 第2回以後第12回までの給付金 保険期間中の第2回以後第12回までの支払基準日に直前の支払基準日*2から①の就労困難状態が継続しているとき</p>	精神疾患 回復支援 給付金月額	通算12回
---------------------	---	-----------------------	-------

*1 回復支援給付金は、精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合は保障の対象となりません。

*2 支払基準日とは第1回の給付金について事由該当した日。第2回以後はその後の月単位の応当日（応当日のない月は、その月の末日とします）。

【就労困難状態について】

お支払いの対象となる「就労困難状態」とは、つぎの「入院」または「在宅療養」のいずれかに該当する状態をいいます。

入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
在宅療養	<p>つぎの①および②のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>① 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等（障害者支援施設などを含みます。）で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態。</p> <p>② 当社所定の休職証明書の提出により、傷害または疾病を原因として勤務先を休職していると認められる状態。ただし、当社所定の休職証明書の提出ができない期間は、医師により軽労働*3、座業*4および軽い家事*5がいずれも出来ないと診断された状態とします。</p>

*3 軽労働とは、梱包、検品等の作業ことをいいます。

*4 座業とは、事務等のことをいいます。

*5 軽い家事とは、簡単な炊事や衣類程度の洗濯、皿洗いやベッド（ふとん）の支度等のことをいいます。

(2) 保険料例（個別取扱、月払の場合）

性別	年齢	販売プラン			
		1 型（精神疾患保障あり）		2 型（精神疾患保障なし）	
		10 万円コース	15 万円コース	10 万円コース	15 万円コース
男性	20 歳	1,910 円	2,865 円	1,510 円	2,265 円
	30 歳	2,040 円	3,060 円	1,650 円	2,475 円
	40 歳	2,270 円	3,405 円	1,900 円	2,850 円
	50 歳	3,100 円	4,650 円	2,720 円	4,080 円
	60 歳	4,790 円	7,185 円	4,270 円	6,405 円
女性	20 歳	2,400 円	3,600 円	1,910 円	2,865 円
	30 歳	2,590 円	3,885 円	2,140 円	3,210 円
	40 歳	2,790 円	4,185 円	2,410 円	3,615 円
	50 歳	3,230 円	4,845 円	2,890 円	4,335 円
	60 歳	4,470 円	6,705 円	4,000 円	6,000 円

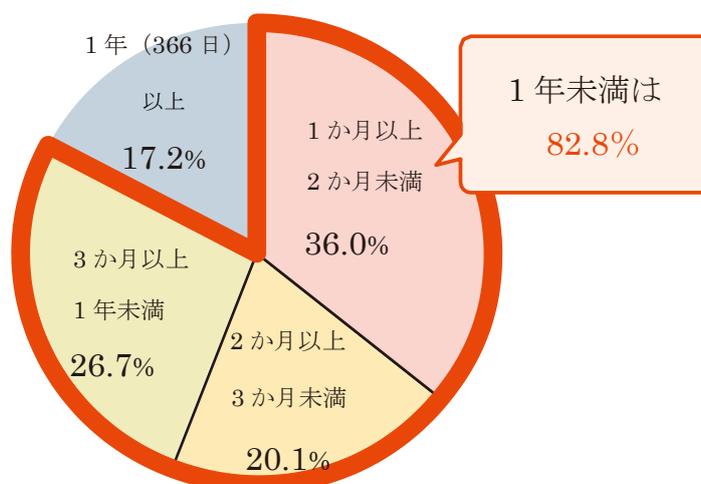
※ <アフラックの休職保険>の保険料は、20 歳以降は 5 歳刻みで変動します。なお、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

2. 商品の特長

(1) 休職の実態に沿った幅広い保障内容

- ✓ 働く人の 10 人に 1 人は、病気やケガによる 1 か月以上の休職を経験しています。
概ね 1 か月未満の休職であれば、企業の有給休暇制度を活用することで収入をカバーできますが、1 か月以上の休職の場合には収入にも影響を及ぼす可能性があります。
こうした有給休暇取得後の休職期間を保障するため、免責期間は 30 日としました。
- ✓ また、病気やケガにより 1 か月以上会社を休んだ人のうち、80%以上は 1 年未満の比較的短期の休職となっています。また 1 か月以上休職した原因は精神疾患を含む幅広い病気・ケガによるものです。
休職の実態を踏まえ、1 年未満の比較的短期の休職に特化した、合理的な保障設計としました。

■1か月以上休職した人の休職日数の割合



■1か月以上の休職の主な原因（傷病）

がん (悪性新生物)	ケガ (骨折など)
脳血管疾患 (くも膜下出血、脳梗塞など)	精神疾患 (うつ病、気分障害、パニック障害、神経症など)
心疾患 (心筋梗塞、狭心症など)	脊椎／椎間板障害 (ヘルニアなど)
消化器系疾患 (肝硬変、慢性肝炎など)	感染症 (ウイルス性肝炎など)

※2021年9月に当社が実施した被用者保険加入者へのインターネット調査

(2) 「働けない」イメージに合致した支払事由

- ✓ <アフラックの休職保険>ではお客様が実際に働けない期間を保障するため、休職証明書を用いて、病気やケガにより実際に休職した期間を支払対象*としました。これは生命保険商品では唯一の仕組み(2021年10月当社調べ)であり、当社が実施した一般生活者へのインタビュー調査において、わかりやすいと評価をいただいています。

* 休職している期間が就労困難状態に該当する期間となるわけではありませんので、休職証明書だけでなく医師の診断書も提出いただく必要があります。

(3) お求めになりやすい低廉な保険料水準

- ✓ 短期保障に特化し保障を合理化することで、お求めになりやすい低廉な保険料水準を実現しました。販売プランは「1型(精神疾患保障あり)」と「2型(精神疾患保障なし)」の2プランからご選択いただけます。

(保険料例は別紙3ページをご参照ください)

II. 付帯サービスについて

＜アフラックの休職保険＞は、ダックのカウンセリングサービスをご利用いただけます。「メンタルヘルス」「病気やケガの治療」「障害年金や傷病手当金などの公的保障」に関連した全10種類のサービスを提供します。

＜メンタルヘルスに関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
①	メンタルヘルス 電話相談サービス	臨床心理士または公認心理師がこころの悩みや不安に関する相談に電話でお応えします。
②	メンタルヘルス 面談サービス	臨床心理士または公認心理師がカウンセリングルーム（全国177*か所）にて対面で相談にお応えします。

* 2021年11月時点のカウンセリングルーム数

＜病気やケガの治療に関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
③	24時間健康電話 相談サービス	健康や医療に関する相談に看護師などの医療専門スタッフ（医師を除く）が、24時間365日電話でお応えします。
④	セカンドオピニオン サービス	セカンドオピニオンを受けるために、優秀な医師の中から適切な医師を選んで紹介します。
⑤	治療を目的とした 専門医紹介サービス	医師同士の相互評価で一定の評価を得た約6,500名*の優秀な医師の中から適切な医師を紹介します。

* 2021年11月時点の医師数

＜障害年金や傷病手当金などに関するご相談＞

	サービスメニュー	サービスの詳細
⑥	障害年金電話相談 サービス	障害年金全般に関するご相談に、社会保険労務士などの専門スタッフが電話でお応えします。
⑦	社会保険労務士 紹介サービス	障害年金の申請などを対面で相談されたい方に、社会保険労務士を紹介します。
⑧	障害年金に関する ガイドブックのご提供	障害年金の制度や認定に向けた手続きなどについて、詳しく解説したガイドブックを提供します。
⑨	傷病手当金 電話相談サービス	傷病手当金の一般的な制度に関する相談に、社会保険労務士などの専門スタッフが電話でお応えします。
⑩	就労復帰に関する 窓口のご案内	障害が残った方やうつ病で休職された方の就労復帰の手助けとなる機関（障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど）を案内します。

※ 株式会社法研及び株式会社ウェルネス医療情報センターが提供するサービスであり、当社によるサービスではありません。

【各サービスの利用費用】

- ①③⑥⑧⑨⑩：無料です
- ②：年間 5 回まで無料です
- ④：医師の紹介およびセカンドオピニオン受診にかかる費用は無料、検査や治療等にかかる費用は利用者負担です
- ⑤：医師の紹介にかかる費用は無料、検査や治療等にかかる費用は利用者負担です
- ⑦：紹介料は無料、社会保険労務士の相談や申請代行等にかかる費用は利用者負担です

<ご注意>

商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申し込みいただく前に（契約概要・注意喚起情報・その他重要事項）」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。